

岩手県資産管理システム更新及び 運用保守業務

調達仕様書

令和3年5月

岩手県

目 次

第1章 調達件名	1
第2章 作業の概要	2
1 背景と目的	2
2 調達の方針	2
3 業務の概要	3
4 システムの概要	3
5 調達の範囲	3
6 納入成果物	4
7 スケジュール	5
第3章 開発システムの要件	6
1 機能要件	6
2 画面要件	7
3 情報・データ要件	7
4 規模要件	7
5 性能要件	7
6 信頼性要件	8
7 拡張性・柔軟性要件	8
8 運用性要件	8
9 情報セキュリティ要件	8
第4章 開発するシステムの稼働環境要件	9
1 全体構成	9
2 サーバ構成	9
第5章 テスト作業要件	12
1 テストの計画	12
2 テストの実施及び評価	12
第6章 移行作業要件	13
1 移行要件	13
2 教育要件	13
第7章 運用役務要件	15
1 運用設計	15
2 運用要件	15
3 管理対象端末の設定支援	16
4 標準アプリケーション等の配布運用	16
5 インベントリ情報の収集、管理	16
6 対応窓口	16
7 運用サポート	17

8 作業報告	17
第8章 保守役務要件	18
1 ソフトウェア保守要件	18
2 作業報告	18
第9章 開発作業体制及び作業方法	19
1 作業体制	19
2 開発方法	19
第10章 契約条件等	21
1 契約期間	21
2 業務の再委託	21
3 契約不適合責任	21
3 知的財産権の帰属等	22
4 機密保持	22
5 受託者の要件	23
6 法令等の遵守	23

第1章 調達件名

岩手県資産管理システム更新及び運用保守業務

第2章 作業の概要

1 背景と目的

本県では、平成18年10月より岩手県資産管理システムを導入し、庁内ネットワークのIT資産管理を行っている。平成28年度にはネットワーク分割の実施によりインターネット接続ネットワークの他LGWAN接続ネットワーク、個人番号利用事務系ネットワークのすべてに接続する事務用端末へ範囲を拡充し、特に外部記憶媒体等の管理やインシデント発生時の対応に効果を発揮してきたところ。しかし、現在利用している次期資産管理システムは令和3年9月30日に契約満了となることから、この代替となるシステムを調達する必要性が生じている。

また、総務省が令和2年に改定した地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン及び次期情報セキュリティクラウド導入手順書によれば、地方公共団体に対してより高度な情報セキュリティ対策の実施が求められているところであり、これを達成するためには高度なIT資産管理が重要な役割を持つこととなる。

本調達の目的は、現在利用している次期資産管理システムと同等以上の機能を備えるシステムを調達し、環境を構築することで、効率的なIT資産管理を継続し、適切なセキュリティ対策を実施できる環境を整備することである。

2 調達の方針

県では、システム更新を契機に、業務用ノートパソコンの持ち出しによるテレワークを想定したセキュリティ対策をより一層強化していく方針である。

提案書の評価に当たっては、資産管理システムとしての基本機能の充実に加え、「どのように情報漏えい対策及び対応を行うか」という観点を重視する。

提案にあたっては、これらのことを踏まえるとともに、特に次の項目への実現方式を提案書に記述すること。

(1) 端末

- ア アクセスの記録を残し、不正な利用を発見できること。なお、アクセスの記録とは端末操作の記録及びサーバ等のアクセス先の情報資源に対する操作の記録双方を指す。
- イ 公衆Wi-Fiや家庭用インターネット環境など、予め指定されたものと異なるネットワークへの接続を識別し、通信を自動的に遮断できること。
- ウ 端末の位置情報API等により大まかな端末の所在位置を管理し、必要に応じて遠隔で端末へのログインを抑止し、また強制的に指定のデータを削除できること。

(2) 媒体

- ア USBメモリ等の外部記憶媒体による端末からの情報持ち出しを管理すること。
- イ 端末には利用許可された媒体のみ接続可能とすること。

ウ 一度でも端末に接続された外部記憶媒体は全て管理し、利用履歴を残せること。

(3) その他

上記以外にも提案するシステムが IT 資産管理の業務効率向上やセキュリティの強化等に貢献できる点があれば、併せて記述すること。

また、可能な限りシステム開発を行わず、単一製品の標準機能または必要な機能を有する複数製品の組合せで機能要件の実現を目指すこと。

3 業務の概要

- (1) 資産管理システムの構築及び利用を開始するための設定
- (2) 資産情報の収集、外部記憶媒体の登録・制限設定
- (3) 運用保守

4 システムの概要

システムの概要図を、別紙 1 に示す。

5 調達範囲

資産管理システム更新に係る要件定義、基本設計、詳細設計、運用設計、プログラム製造、単体テスト、結合テスト、総合テスト、受入テスト、データ移行、職員への導入教育、ハードウェア等の機器調達と設置に係る作業、稼働後から令和 4 年 3 月 31 日までの運用保守に係る作業一式を調達する。

本調達における各作業の概要を表 1 に示す。

表 1 作業概要

項番	作業名称	作業概要	実施主体	
			受託者	県
1	プロジェクト管理	プロジェクト計画を立案する。 進捗・品質・要員・リスク・変更等、本調達に係るプロジェクトに関する各種管理を実施する。	○	
2	要件定義	新システムの業務機能や性能等の要件を定義する。	△	○
3	基本設計	アプリケーションの外部設計やハードウェアの構成等の基本的な仕様について設計を行う。	○	△
4	詳細設計	基本設計書に基づき、プログラムやハードウェアの詳細仕様について設計を行う。	○	
5	運用設計	稼働後の運用や障害対応等についての設計を行う。	○	
6	製造・開発	プログラム開発、ハードウェアの構築を行う。	○	

7	総合テスト	テスト実施計画書に基づき、実際の運用を模した運用サイクルの試験等を実施し、業務利用に問題が無いことを確認する。併せて、現新システムの計算結果を比較し、問題が無いことを確認する。 また、性能・信頼性等の非機能要件を満たしていることの確認を行う。	○	△
8	受入テスト	受入テスト実施計画書に基づき、調達仕様書の仕様を満たしていること、要件定義書の仕様を満たしていることの確認を行う。	△	○
9	移行	移行計画や移行手順書の作成、実際の移行作業等を実施する。	○	△
10	教育	各種マニュアルの作成、職員への教育を実施する。	△	○
11	運用保守	システム稼働後の運用保守作業を行う。	○	

○：主体となって実施

△：支援を行う

6 納入成果物

(1) 納入成果物及び期限

受託者は、表2「納品物一覧表」に示す納品物を作成し、県が指定する場所に期日までに提出し、県の承認を得ること。

システムの構築形態等により、これらの納品物のうち提示が不要もしくは困難なものがある場合、その理由と代替案を提案書に記述すること。

成果物は、専門用語には説明を付すなど、必要に応じ、適切な情報を追加すること。また、納入の際には、県の求めに応じて、成果物の内容について説明を行うこと。

表2 納品物一覧表

項番	区分	成果物名	主な内容	提出期限
1	成果物	ソフトウェア一式	ソフトウェア等のライセンス並びにライセンスの購入を証明できる書類	別途定める時期まで
2	計画策定	プロジェクト計画書	プロジェクトの基本計画	契約締結後2週間以内
3	プロジェクト管理	システム構築作業進捗報告書	プロジェクトの進捗状況の報告	別途定める時期まで
4	基本設計	基本設計書	システム構成図等	基本設計完了時

5	詳細設計	詳細設計書	基本設計書に基づいた詳細設計、パラメータ値等	別途定める時期まで
6	移行設計	移行設計書	資産管理システムのデータ移行方法、手順等	別途定める時期まで
7	運用設計	運用設計書	資産管理システムを運用するための設計	別途定める時期まで
8	テスト	テスト実施計画書	テストの実施計画	テスト実施前まで
9		テスト実施報告書	テスト項目・実施結果・分析等	別途定める時期まで
10	受入テスト	受入テスト実施計画書	受入テストの実施計画	受入テスト実施前まで
11	マニュアル	システム管理者マニュアル	システム管理者向けのマニュアル	別途定める時期まで

(2) 納入形態

成果物は、CD-R 等通常のパソコンで利用可能な媒体に格納した電子データと、紙面に印刷したもの1部をセットにして納入すること。

電子データは、職員ひとり一台端末で閲覧・編集が可能な形式とすること。

(3) 納入後の更新について

本調達に係る契約期間中、既に納入済みの成果物に変更が発生した場合には、都度更新版を提出し県の承認を得ること。更新版の提出に際しては、必ず更新履歴を添付すること。

7 スケジュール

構築期間は、契約締結の日から令和3年9月30日までとする。

運用期間は令和3年10月1日から令和8年9月30日までとする。ただし、本調達における契約については、令和4年3月31日までとし、令和4年4月以降の運用保守については、別途契約を締結する。

第3章 開発システムの要件

1 機能要件

新システムで主に必要とする機能は以下のとおり。

(1) 資産管理機能

職員ひとり一台端末等のハードウェア情報及びソフトウェア情報等を自動収集し、台帳管理する機能。

(2) ソフトウェア資産管理機能

導入ソフトウェアのライセンスを台帳管理する機能。

(3) デバイス管理機能

USBメモリやスマートフォンなどのデバイス利用を一元管理し、制御する機能。

(4) ファイル配付機能

ソフトウェアの配付や更新プログラムを配布し、自動インストールする機能。

(5) ログ管理機能

端末の操作をログとして記録する機能。

(6) レポート機能

資産情報やログデータをグラフ等の見やすい形で表示する機能。

(7) アラート管理機能

事前定義されたルールに違反した際に管理者や利用者に通知する機能。

(8) ネットワーク検知機能

外部から持ち込んだ端末が管理ネットワークに接続された際に検知する機能。

(9) リモートコントロール機能

管理者の端末から利用者の端末を遠隔操作する機能。

(10) 電源・省電力設定機能

利用者端末の電源・省電力設定を管理する機能。

(1 1) サーバ監視機能

ファイルサーバへの操作をログとして記録する機能。

(1 2) モバイルデバイス管理

利用者端末の位置情報取得やリモートによる制御を行う機能。

詳細及びその他要件は、別紙 2 「機能要件一覧表」のとおり。

その他、各機能要件一覧表に無い機能についても、利用者の利便性向上や職員の事務効率化に資する機能、利活用促進に繋がる機能等の提供ができる場合、提案書に記述すること。

2 画面要件

管理者画面は、機械翻訳ではない日本語で表示でき、操作に迷うことなく操作できるよう考慮されていること。

警告等のメッセージは、利用者やシステム管理担当職員が内容を理解し、対応を判断できるよう、適切な文言が用いられていること。または、メッセージの編集が可能であること。

3 情報・データ要件

ログの種類、取得頻度、暗号化等を含めたログの保存方法や将来的な運用方法について、セキュリティ確保の総合的な考え方を提案書に記述すること。

また、将来的に、保有データの追加等が起こりうることを念頭に設計を行うこと。

4 規模要件

(1) 利用者

システムの利用者は、本県職員である。

システム管理者機能は県が指定する特定職員（10 名以下）が、その他の機能は全ての職員が利用する。

(2) データ量

端末台数はインターネット接続系ネットワークが 7,000 台（うち SIM を利用した閉域網接続を行う端末は 5,200 台）、LGWAN 系ネットワークが 650 台、個人番号利用事務系ネットワークが 550 台である。これらの操作ログが少なくとも 1 年分保存できる仕組みとすること。

5 性能要件

クライアント負荷やネットワーク負荷を考慮した設計を行うこと。特に、県の出先機関の帯域幅は基本 10Mbps（端末台数が 1～2 台の場合は 1Mbps）である。これらの公所において、問題なく運用できることを提案書に明記すること。また、ファイル配付の高速化や、ネットワーク負荷軽減等、狭帯域における運用において優れた提案がある場合、提案書に記述

すること。

6 信頼性要件

万一のシステム障害や災害等に備え、各種データの重要性や更新タイミングに応じ、適切なバックアップを取得・保存すること。

また、バックアップからの復旧の必要が生じた際に、確実な復旧が行えるよう手順等を整備すること。

7 拡張性・柔軟性要件

(1) 拡張性・柔軟性

端末台数や利用拠点・部署の増加に対応できるよう、システムの拡張性を確保すること。

(2) 上位互換性要件

パッケージ製品を採用する場合にあっては、当該製品について保守契約の範囲内で導入製品を更新できる体制とすること。

なお、保守・運用期間中に発生する機能更新への製品動作検証及び必要な場合は改修について要する期間の目安を提案書に記述すること。

8 運用性要件

システムの運用時間は、原則として 24 時間 365 日とする。

メンテナンス等のため、システムを停止させる必要がある場合には、あらかじめ県に連絡する等の調整を行うこと。また、想定されるシステム停止の頻度について示すこと。

9 情報セキュリティ要件

(1) システムにアクセスする者の一人一人を識別し認証する機能を有すること。

(2) 適切なシステムの利用記録(ログイン記録、操作ログ等)を取得すること。

(3) セキュリティ上の事故が発生した場合、もしくはその恐れが高まった場合には、利用記録の解析及び結果の報告を行うこと。

(4) システムへの不正なアクセスを防ぐ仕組みを有していること。

(5) コンピュータウイルス等の不正なプログラムへの対策が取られていること。なお、サーバ OS として Windows 系 OS を選択する場合、県がライセンスを所持しているウイルス対策ソフトがあるため、利用できる場合は調達不要である。競合などで県が所持するウイルス対策ソフトを利用できない場合は、ウイルス対策ソフトについても本調達に含めること。

(6) OS 等、システムを構成するソフトウェアについて、ベンダーよりセキュリティパッチが提供された場合、速やかに評価・適用すること。

(7) 情報セキュリティの向上に資する機能や取組みがある場合、提案書に記述すること。

第4章 開発するシステムの稼動環境要件

1 全体構成

クライアント端末は、インターネット系、LGWAN系、マイナンバー利用事務系のいわゆる3層分離された各ネットワークに接続する全てのパソコンを対象とする。

サーバは県が保有する個別業務システム統合基盤(仮想化基盤。主な仕様は別紙3のとおり。以下、「統合基盤」という。)に仮想サーバとして構築すること。仮想サーバは各ネットワークに個別に設置し、それぞれ設置されたネットワーク内の端末を管理すること。

なお、令和3年度においてはクライアント端末の移行期にあたり、職員の大半が利用しているデスクトップパソコンをノートパソコンに交換することを予定している。

2 サーバ構成

(1) サーバのハードウェア構成

ア 機器構成

統合基盤を利用し、仮想サーバとして構築すること。必要となるリソースの想定を、最低限必要な量と推奨する量の2パターン作成し、提案書に記述すること。

また、統合基盤において以下のライセンスを保有しているため、これらを用いる場合にはライセンスの調達は不要である。

- ・ Red Hat Enterprise Linux for Virtual Datacenters Standard
- ・ Windows Server 2019 Datacenter Edition

イ 機器の保守

機器は、契約満了日までの間、適切に保守可能なものを選定すること。

(2) サーバのソフトウェア

将来にわたって保守性を担保するため、以下の項目を考慮して提案すること。

- ア IT業界で実績があると認められているDBMS、ミドルウェアを利用すること。
- イ IT業界で実績があると認められている開発言語・環境で構築すること。

3 クライアント構成

以下に示す利用環境でクライアント制約なく利用できること。システム管理者機能の利用にあたりログ取得等のクライアント機能においては軽微な制約に限ること。

(1) ハードウェア

デスクトップパソコン及びノートパソコンのそれぞれについて、以下に示す仕様で通常業務を阻害することなく稼働すること。

ア デスクトップパソコンの仕様

CPU : Intel Core i3 6100 またはそれ以上

RAM : 4GB 以上

記憶装置 : HDD または SATA SSD 120GB 以上 (うち 30GB 程度 OS 領域)

OS : Windows 10 (バージョン 2004) またはそれ以上

ネットワーク : 100BASE-TX 以上の有線接続

ブラウザ : Microsoft Internet Explorer 11 ・ Microsoft Edge (バージョン 88 以上)

イ ノートパソコンの仕様

CPU : AMD Ryzen 5 4500

RAM : 8GB

記憶装置 : SATA SSD 256GB (うち 30GB 程度 OS 領域)

OS : Windows 10 (April 2020 Update) またはそれ以上

ネットワーク : 100BASE-TX 以上の有線接続 ・ Wi-Fi 6 の無線接続 ・

LTE-Advanced の閉域網無線接続のいずれか

ブラウザ : Microsoft Internet Explorer 11 ・ Microsoft Edge (バージョン 88 以上)

(2) オペレーティングシステム

運用保守期間の完了まで、Microsoft Windows 10 のメーカーサポート期間内であるバージョンで利用できること。なお、令和 3 年 4 月現在、職員ひとり一台端末等の標準 OS は Microsoft Windows 10 Pro 64bit (バージョン 2004) であり、メーカーのサポートライフサイクルに合わせて順次機能更新を適用していく方針である。

(3) その他のソフトウェア

職員向け機能を利用するに当たり必要となるソフトウェアがある場合、その目的・理由、名称、及び導入方法を提案書に記載すること。

また、当該ソフトウェアの調達、導入・委託期間中のセキュリティ対策を含むアップデート・委託期間終了時の削除に係る計画の策定は、本調達の範囲内で行うこと。

4 ネットワーク構成

(1) 内部ネットワークからの接続

それぞれのネットワーク内で支障なく接続および動作可能であること。インターネット通信量抑制のため、閉域網接続する端末もインターネットを経由しないことが望ましい。

(2) 外部ネットワークからの接続

いずれのネットワークにおいても、インターネットを含む外部ネットワークには直接接続しない設計とすること。

第5章 テスト作業要件

1 テストの計画

単体テスト、結合テスト、総合テスト、受入テスト各々について、各テスト実施前にテスト実施計画書を提出し、県の承認を得ること。

テスト実施計画書に記載すべき主な項目を以下に示す。

- (1) テストの目的
- (2) テスト実施体制及び各々の役割
- (3) テストに係る作業及び各々のスケジュール
- (4) テスト実施環境
- (5) テストに用いるツール
- (6) テストに用いるデータ
- (7) テストの開始基準及び完了基準
- (8) テスト評価基準（品質指標）

2 テストの実施及び評価

- (1) テスト実施計画書に従い、テストを実施すること。
- (2) 摘出したバグの管理と対処は確実にを行うこと。
- (3) テスト期間中の定例進捗会議において、テストの状況と見解を報告すること。
- (4) テスト完了後、テスト結果及び品質の分析・評価を行い、報告書を県に提出すること。

第6章 移行作業要件

1 移行要件

(1) 移行計画の策定

移行に係る作業は、移行計画書としてまとめ、県の承認を得た上で実施すること。

なお、データ移行に際し、可能な限り職員に移行用データ入力等の事務負荷が生じないよう方式を検討すること。

通常の業務の妨げとならないようネットワークにかかる負荷、業務が繁忙となる時期や時間帯を考慮した上で策定し実施すること。

(2) 移行対象データ

原則として、現行システムで登録している資産情報、新システムで取得可能な全ての資産情報、及び新システムの機能を利用するために必要な情報を移行対象データとする。

(3) 権限設定等

新システムの利用を開始するにあたり必要となる、県の組織情報や職員情報、デバイス制御等の登録及び権限設定等を行うこと。

(4) 移行に係る留意事項

クライアントへの展開は基本的にネットワーク経由で自動的に実施されるようにすること。このとき、県の担当者から了解を得たうえで現行の資産管理システム SKYSEA Client View を利用することは差し支えない。

やむを得ずネットワーク経由で自動的に実施できないクライアントにも手動展開できるよう、設定済みのインストーラファイル及び導入手順を作成し、提供すること。

ネットワーク経由での展開が実施できないクライアントに対するインストーラファイルの配布は、県が実施するものとする。

対象クライアントに対して確実に導入されたことを確認し、もれのないよう管理すること。導入が確認できたクライアントで稼働する現行の資産管理システム SKYSEA Client View ソフトウェアを県が指定する設定でアンインストールすること。

2 教育要件

(1) 研修の内容

職員が新システムの概要を理解し、操作方法等を習得するため、マニュアル及び研修用テキストを作成の上、講師の派遣により、職員に対する研修を実施すること。研修の種類及び対象者は、表3のとおり。

表3 システム管理者向け研修

項番	項目	内容
1	対象者	5名程度（当庁担当者）
2	研修内容	管理者が修得すべき機能・操作
3	想定回数	1回（システム切替までに実施）
4	実施場所	岩手県庁舎

(2) 研修計画の策定

研修の具体的な内容や日程・時間等について記載した計画書を作成し、県の承認を得た上で実施すること。

(3) 研修環境

研修会場、スクリーン及びプロジェクター、受講者用端末は県が用意する。

研修用テキストは、受託者が受講者数分を準備の上、研修会場に持参すること。

第7章 運用役務要件

1 運用設計

以下の内容を運用設計書としてまとめ、納品すること。

- (1) 管理対象端末の設定支援
- (2) 新規導入アプリケーション等の配布運用
- (3) インベントリ情報の収集、管理
- (4) 日毎、月毎、年毎の業務運用のサイクル
- (5) 県と運用業務受託者との作業分担
- (6) オフライン処理のタイムスケジュール
- (7) システム監視体制と監視項目
- (8) バックアップに関する情報
 - ア バックアップ対象
 - イ 頻度
 - ウ 保存方式（フルか差分か、等）
 - エ 世代数
 - オ 保存先 等
- (9) システムが出力するログに関する情報
 - ア 種類
 - イ 概要
 - ウ 出力タイミング
 - エ 出力場所 等
- (10) 障害時対応
 - ア バックアップからのデータ復元方法 等

2 運用要件

- (1) 運用に係る各作業については、手順書を作成し、それに基づいて作業を行うこと。
- (2) 手順書は、随時更新を行うこと。
- (3) 県が求めた場合には、手順書を提示すること。
- (4) 機器障害や不正アクセス、情報漏えい等が発生していないか定期的に確認すること。
- (5) 障害発生時には、速やかに原因を特定し、適切に対応するとともに、県に報告すること。
- (6) 運用要員を適切に配置すること。
- (7) 受託者内、及び県との障害発生時の連絡体制を確立すること。
- (8) 県と受託者との連絡窓口は一本化すること。

3 管理対象端末の設定支援

資産管理ソフトを新たに導入する端末において必要となる資材及び導入作業の手順を整理し、適切に提供すること。

4 標準アプリケーション等の配布運用

- (1) 業務のために利用する標準アプリケーション等の配布運用業務においては、次に示す要件を満たすこと。なお、配布運用は年に12回程度を想定する。
- (2) 職員から依頼のあった場合に、新規導入のソフトウェアなどを自動配布できる設定作業を業務内で実施すること。
- (3) 原則として、オンラインで配布が完結できるものとし、不可能な場合はスクリプトを格納したインストーラ等のデータを作成すること。
- (4) 配布のためのスケジュール設定、配布状況確認を実施し、職員に報告すること。
- (5) なんらかの理由で配布が失敗した利用者端末が発生した場合、その原因を調査し、職員と協力して再配信やインストーラ配布を完了させること。

5 インベントリ情報の収集、管理

- (1) インベントリ情報の収集を年1回以上実施し、システム上で管理できるようにすること。実施にあたっては次に示す要件を満たすこと。
- (2) 全クライアントのインベントリを収集し、各クライアントのインベントリ情報をまとめ、資産管理台帳として職員に報告すること。
- (3) 情報の収集は原則としてオンラインで実施すること。

6 対応窓口

(1) 対応窓口の設置

職員からの問合せに対応できる窓口を設置すること。なお、パッケージソフトウェアを導入する場合、当該ソフトウェアの契約者向けサポート窓口をもって対応窓口とすることは差し支えないが、要件に満たない範囲は受託者が責任を持って対応すること。

(2) 業務内容

- ア 電話、FAX、電子メール、WEBフォーム等を用意し問合せに対応すること。
- イ ヘルプデスクへの問合せに対しては、可能な限りヘルプデスクから回答できる工夫をし、その場で回答できない場合には、開発部門等への照会を行うこと。
- ウ 対応履歴(ログ)の管理を行い、運用報告書に記載すること。
- エ その他、利用者へのサービス向上や、職員の利用状況分析・利活用促進活動に資する取組がある場合、提案書に記述すること。

(3) 対応条件

- ア ヘルプデスクは日本国内に設置し、日本語で対応可能であること。
- イ 電話対応は、平日午前9時から午後5時まで受付し、対応すること。
- ウ 電子メール、FAX、WEB フォーム等は24時間受付を行い、受付時間外に受信した問合せへの回答は、翌開設日に対応すること。
- エ 担当者が受付件数及び頻度等の条件なく利用できること。

(4) セキュリティの確保

- ア 問合せ者やその内容等の漏えい・紛失を防ぐ対策を行うこと。
- イ 問合せ者の個人情報は、ヘルプデスク業務上必要と認められるもの以外収集しないこと。
- ウ 対応において扱った個人情報の複写は、ヘルプデスク業務上必要と認められる場合を除き行わないこと。
- エ 対応において扱った個人情報は、対応終了後、適切に破棄すること。

(5) 運用体制の確保

- ア 運用責任者を設置し、問題への対応、指示などを適切に行える体制を整えること。
- イ 対応者について必要な人数の確保、及び教育を実施し、運用に支障を生じさせないこと。

7 運用サポート

(1) 登録データのメンテナンス

新規データの追加や既存データの修正・削除等に関する作業の支援を実施すること。

(2) ユーザ情報のメンテナンス

年度毎の定期人事異動に合わせ、庁内ユーザ情報や組織情報等の更新が必要な場合、実施すること。

8 作業報告

月1回、運用報告書を提出すること。

第8章 保守役務要件

1 ソフトウェア保守要件

(1) ソフトウェア保守業務の範囲

ア 業務アプリケーション

イ システムを構成する、業務アプリケーション以外のミドルウェア及びソフトウェア

(2) 業務アプリケーション保守

不具合の修正や脆弱性への対応のため、プログラムの修繕やバージョンアップ等の必要な作業を実施し、ソフトウェアを適切に維持・管理すること。

(3) 業務アプリケーション以外の環境の保守

システムを構成するOS、ミドルウェア及びソフトウェアのセキュリティパッチやアップデートの情報を取得し、適切に評価・適用すること。

(4) 納品物管理

ア プログラム修正等を行う場合、関連する設計書等の納品物も必ず修正し、常に最新のプログラムと納品物の整合性を保つこと。

イ 納品物に修正があった場合、都度更新版を提出すること。

ウ 更新版を提出する際には、更新履歴を添付すること。

(5) バージョン管理

プログラム及びドキュメントは、更新履歴を管理すること。

(6) 障害連絡受付窓口等の設置

ア 職員からの問合せを受け付ける窓口を用意すること。

イ 原則として、窓口開設時間帯は開庁日の午前9時から午後5時とする。

ウ 問い合わせ窓口は1つとし、必要に応じて受託者側で問題を切り分けること。

2 作業報告

月1回、保守報告書を提出すること。なお、運用報告書と併せて1通の報告書とすることは差し支えない。

第9章 開発作業体制及び作業方法

1 作業体制

- (1) 受託者は、業務を円滑に進めるために十分な体制を取ること。
- (2) 契約締結後、県に提出するプロジェクト計画書に体制図を含めること。
- (3) プロジェクトを管理・主導する者として、業務の遂行に必要な関連知識及びプロジェクトマネジメント知識体系の知識・経験を有し、また以下のいずれかによりそれを証明できる者を従事させること。
 - ア 経済産業省情報処理技術者試験プロジェクトマネージャ試験合格者。
 - イ PMI (Project Management Institute) が認定するPMP (プロジェクトマネジメント・プロフェッショナル) の資格を取得し維持している者。
 - ウ 上記いずれかの試験合格者・資格保有者と同等の能力を有することを、経歴等により明らかにできる者。
- (4) セキュリティを担保するため、情報処理安全確保支援士またはそれと同等の資格を取得している者、あるいは同等の能力を有することを経歴等により明らかにできる者を従事させること。
- (5) プロジェクト責任者及びプロジェクトを管理・主導する者は、事前に県が承認した場合を除き、契約日から新システム稼働日までの期間中同一の人物とすること。

2 開発方法

(1) プロジェクト計画

受託者は、契約後速やかにプロジェクト計画書を作成し、県の承認を得ること。また、プロジェクト計画に変更の必要が生じた場合、都度県に更新版を提出し、承認を得ること。

プロジェクト計画書に記述すべき主たる項目を、以下に示す。

なお、ウの体制図には、各要員の保有する技術的な資格及び今回の構築で利用する技術を用いた業務の経験を記載すること。

- ア プロジェクトの目的
- イ プロジェクト管理方針
- ウ 体制図
- エ スケジュール
- オ 開発方式
- カ 進捗管理計画

- キ 品質管理計画
- ク リスク管理計画
- ケ WBS

(2) 進捗管理

進捗状況の確認、各種打合せ、リスクや問題の共有のため、構築期間中、月に2回程度進捗会議を行うこと。会議後には議事録を作成し、県の承認を得ること。

なお、進捗の遅れ等、プロジェクトに問題が生じた場合には、頻度を上げて開催する等、状況に応じ柔軟に運用すること。

第10章 契約条件等

1 契約期間

契約締結の日から令和4年3月31日までとする。

2 業務の再委託

- (1) 受託者は、本調達の一部又は全部を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）は原則としてできないものとする。ただし、事前に県が書面により了承した場合は、この限りでない。
- (2) 受託者は、再委託の相手方が行った作業について全責任を負うものとする。また、受託者は再委託の相手方に対して、本調達の受託者と同等の義務を負わせるものとし、再委託の相手方との契約においてその旨を定めるものとする。
- (3) 受託者は、再委託の相手方に対して、定期的又は必要に応じて、作業の進捗状況及び情報セキュリティ対策の履行状況について報告を行わせるなど、適正な履行の確保に努めるものとする。また、受託者は、県が本調達の適正な履行の確保のために必要があると認める時は、その履行状況について県に対し報告し、また県が自ら確認することに協力するものとする。
- (4) 受託者は、県が承認した再委託の内容について変更しようとする時は、変更する事項及び理由等について記載した申請書を提出し、県の承認を得るものとする。

3 契約不適合責任

- (1) 検収完了後、契約の目的物（納品成果物）に不適合があると認められる場合は、県は、期限を指定して再履行を請求し、又は不適合の程度に応じた委託料の減額を請求することができる。なお、県の損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。
- (2) (1)の場合において、その不適合が県の提供した資料等の性質又は県の与えた指示によって生じたものであるときは、県は、その不適合を理由として再履行の請求、委託料の減額請求、損害賠償の請求及び本契約の解除をすることができない。ただし、受託者がその資料等又は指示が不相当であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。
- (3) 受託者が(1)及び(2)に定める責任その他の契約不適合責任を負うのは、検収完了後1年以内であって、かつ県が当該契約不適合を知った時から1ヶ月以内に県から当該契約不

適合を通知された場合に限るものとする。ただし、契約の成果物を県に引き渡したときにおいて、受託者がその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

3 知的財産権の帰属等

- (1) 本調達に係る作業過程において作成した成果物、改修されたプログラムに対する権利（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む）は、県から受託者に本調達に係る費用が完済されたとき、受託者から県へ移転するものとする。ただし、権利の移転前であっても、県が必要な範囲において成果物を利用できることとする。なお、受託者が従前から有しているパッケージ等に関する著作権については、受託者に帰属するものとする。この場合において、県は、当該パッケージ等について開示、利用及び改変を行うことができるものとする。
- (2) 受託者は、本調達の成果物に係る著作者人格権を行使または主張しないものとする。
- (3) 成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれている場合、当該著作物の使用に関しての費用負担を含み一切の手続きを行うこと。
- (4) システムに登録したデータ（初期設定により登録したデータを含む。）に係る権利は、県に帰属するものとする。

4 機密保持

- (1) 受託者は、本調達に係る作業を実施するに当たり、県から取得した資料（電子媒体、文書、図面等の形態を問わない。）を含め契約上知り得た情報を、第三者に開示又は本調達に係る作業以外の目的で利用しないものとする。ただし、次のアないしオのいずれかに該当する情報は、除くものとする。
 - ア 県から取得した時点で、既に公知であるもの
 - イ 県から取得後、受託者の責によらず公知となったもの
 - ウ 法令等に基づき開示されるもの
 - エ 県から秘密でないと指定されたもの
 - オ 第三者への開示又は本調達に係る作業以外の目的で利用することにつき、事前に県に協議の上、承認を得たもの
- (2) 受託者は、県の許可なく、取り扱う情報を指定された場所から持ち出し、あるいは複製しないものとする。
- (3) 受託者は、本調達に係る作業に関与した受託者の所属職員が異動した後においても、機

密が保持される措置を講じるものとする。

- (4) 受託者は、検収後、受託者の事業所内部に保有されている本調達に係る県に関する情報を、裁断等の物理的破壊、消磁その他復元不可能な方法により、速やかに抹消するとともに、県から貸与されたものについては、検収後 1 週間以内に県に返却するものとする。

5 受託者の要件

- (1) 個人情報の保護

プライバシーマークの認定を受けている、又は、これと同等の個人情報保護のマネジメントシステムを確立していること。

- (2) 情報セキュリティを確保するための体制の整備

本業務を実施する組織・部署において、本業務の実施を適用範囲に含んだ I SMS（情報セキュリティ管理システム）について ISO/IEC27001 又は JIS Q 27001 に基づく認証を取得、又は、同水準のセキュリティ管理体制を確立していること。

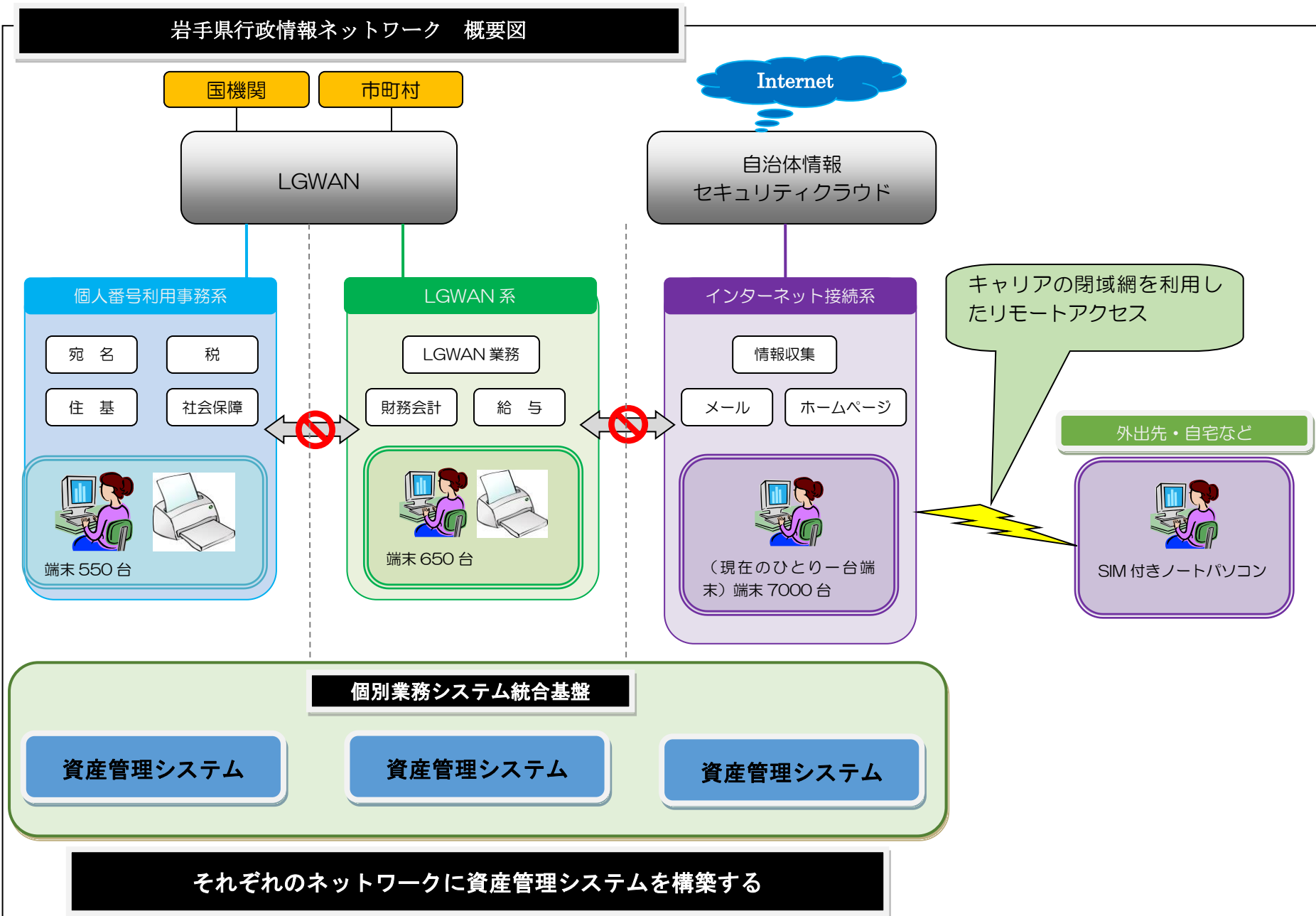
- (3) 品質の確保

ISO9001 の認証を取得、又は、同等の品質管理体制を確立していること。

6 法令等の遵守

- (1) 受託者は、民法（明治 29 年法律第 89 号）、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 128 号）その他関係法規を遵守すること。

- (2) 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、個人情報保護条例（平成 13 年 3 月 30 日岩手県条例第 7 号）及び受託者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。



資産管理システム機能要件一覧

項番	項目	内容	
1	資産管理	ハードウェア(自動取得)	シリアル等の機器固有の番号、コンピューター名、資産情報収集日時、ホスト名、ドメイン名、OSバージョン、MACアドレス、ネットワークカード、IPアドレス、サブネットマスク、デフォルトゲートウェイ、DNSサーバー、CPU情報、メモリサイズ、接続ドライブ情報、ドライブ別の総容量及び空き容量、システム製造元、BIOSバージョン等を自動取得できること。
2		ハードウェア(任意)	端末機名、資産No、端末機タイプ、メールアドレス、部署、導入形式、導入日、購入先、購入金額等、任意項目50程度を編集可能であること。
3		周辺機器管理	プリンタ及びルーターについて、資産登録できること。
4		ソフトウェア	ソフトウェア(インストール型、実行ファイル型)情報を自動収集できること。
5			指定したソフトウェアについて、使用許可・不許可設定ができること。
6		資産情報管理	登録した資産情報を組織単位で一覧表示できること。
7			登録した資産情報の項目で検索し、一致したものを表示できること。
8		機能更新(バージョン)管理	Windows10機能更新(バージョン)の状況について、一覧表示できること。
9		アンケート	管理者からユーザーに対しアンケートを送信し、資産台帳に反映できること。
10		エクスポート	資産情報をCSV形式でエクスポートできること。
11	ソフトウェア資産管理	ライセンス設定	ソフトウェア資産管理台帳を配備し、ライセンス情報の登録・削除ができること。
12		ライセンス管理	保有ライセンス数とインストール数の過不足確認ができること。
13			アップグレード、ダウングレードの使用権の管理ができること。
14	デバイス管理	登録・管理	接続したUSBデバイスを台帳に自動登録する機能があること。
15			端末別、デバイス別(CD/DVD、USBデバイス)、部署別に使用制限をかける機能があること。
16		接続されたUSBメモリを一覧表示できること。	
17		デバイス責任者設定	管理者以外に登録したデバイスの利用を許可できる責任者を設定する機能があること。
18	ファイル配付	ソフトウェア配付・インストール	複数のPCに対し、一括で、ソフトや更新プログラムの配布及びインストールを行う機能。
19			配付スケジュールの設定ができること。
20			配付状況の確認ができること。
21			中継端末経由の配付ができること。
22			複数のファイルを組み合わせた配付物の作成ができること。
23			PC利用者が任意のタイミングでファイルをダウンロードできること。
24			スクリプト自動作成ツール
25	起動・終了ログ	クライアントごとのログオン/ログオフや電源オン/オフ時刻のログが収集できること。	

資産管理システム機能要件一覧

項番	項目	内容	
26	ログ管理	アプリケーションログ	
27		ユーザーが利用したアプリケーションの起動履歴のログが収集できること。	
28		USBメモリ書き込みログ	
29		USBメモリの書き込みログが収集できること。	
30		プリントログ	
31		印刷したドキュメントのプリンター名、印刷枚数、印刷時刻のログが収集できること。	
32		ファイル操作ログ	
33		ファイル操作ログが収集できること。	
34		通信デバイスログ	
35	NICやBluetoothなどの通信デバイスによる接続に関するログが収集できること。		
36	ログ検索		
37	期間、対象、ログ種別を指定した上で、ログの検索ができること。		
38	ログ検索条件保存		
39	ログ検索条件の保存ができること。		
40	ファイル追跡		
41	不審なファイル操作について、流出経路の特定が行えること。		
42	利用状況管理	アラート状況	
43		アラートの発生件数を端末ごとに表示する機能があること。	
44		PC使用状況	PCの1日ごとの使用状況を表示する機能があること。
45			PCの電源ON/OFFの時間を一覧表示する機能があること。
46		外部記憶媒体書き込み状況	
47		端末ごとの外部記憶媒体への書き込み状況を表示する機能があること。	
48		アプリ稼働状況	
49		端末ごとのアプリケーションの稼働状況を表示する機能があること。	
50		印刷状況	
51	端末ごとの印刷状況を表示する機能があること。		
52	Webアクセス状況		
53	端末ごとのWebアクセス状況を表示する機能があること。		
54	ファイルサーバーアクセス		
55	端末ごとのファイルサーバーへのアクセス状況を表示する機能があること。		
56	データ出力		
57	表示された結果をExcel等で開く一般的な形式で出力できること。		
58	アラート管理	通知設定	
59		事前定義されたポリシーに違反した場合、管理者に対し通知する機能があること。	
60		ポリシー設定	
61	以下の条件でポリシーを設定できること。 アプリケーション実行、レジストリ変更、インストール、ドライブ追加、特定フォルダアクセス、共有フォルダ書き込み、記憶媒体/メディア書き込み等		
62	通知		
63	ポリシー条件に合致した操作が検知された場合、管理者にメッセージを表示できること。		
64	ネットワーク検知		
65	持込みPC検知		
66	外部から持ち込んだPCを管理ネットワークに接続されると、自動的に検知し、管理者に通知する機能があること。		
67	リモートコントロール		
68	リモートコントロール		
69	遠隔地のPCを管理者のPCからリモート操作できること。		
70	電源・省電力管理		
71	電源・省電力設定		
72	指定した端末に電源・省電力設定を設定できること。		
73	サーバー監視		
74	操作ログ取得		
75	ファイルサーバーに対して、操作端末、日時、操作内容についてログを取得できること。		
76	モバイルデバイス管理(MDM)	端末位置情報取得	
77		定期的又は任意のタイミングで端末の位置情報を取得し、管理コンソールから閲覧できること。	
78		リモートロック	
79	特定の端末を管理コンソールから遠隔でロックできること。		
80	リモートワイプ		
81	管理コンソールから特定の端末に対し遠隔で予め指定したデータ領域を削除できること。		

統合基盤の主な仕様

ハードウェア構成		
項番	用途	構成
1	仮想化ホストサーバ CPU(40C/台) メモリ(256GB/台) キャッシュ SSD キャパシティ SSD OS 領域	DELL EMC PowerEdge R640 vSAN Ready Node Intel Xeon Gold 6230 2.1G, 20C/40T, 10.4GT/s, 27.5M Cache, HT * 2 32GB RDIMM, 2933MT/s * 8 1.6TB SSD SAS Write Intensive 12Gbps 10 DWPD * 2 3.84TB SSD SAS Read Intensive 12Gbps 1 DWPD * 8
2	vSAN スイッチ	DELL EMC S4112T
3	メインスイッチ	DELL EMC S4148T-ON
4	バックアップシステム	DELL EMC AVAMAR M1200 DELL EMC DD6300 DELL EMC ES30 実効容量 70TB

ソフトウェア構成		
項番	用途	構成
1	仮想化ホストサーバ	VMware vSphere 6 Ent Plus for 1CPU Production SnS vSphere 6 Ent Plus for 1CPU 1Y vCenter Server 6 Std for vSphere 6 (Per Instance) Production SnS vCenter Server 6 Std for vSphere 6 (Per Instance) 1Y VMware Virtual SAN 6 Advanced for 1CPU Production SnS for VMware Virtual SAN 6 Advanced for 1CPU 1Y VMware vRealize Ops 7 Advanced (Per CPU) Production SnS for VMware vRealize Ops 7 Advanced (Per CPU) 1Y Windows Server DataCenter Core 16 コアライセンス 2019 (Government Open) Red Hat Enterprise Linux for Virtual Datacenters with Smart Management; Standard 1Y